

答 申 第 249 号
平成18年11月 2日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年4月17日付け都計第41号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成18年1月10日付けで異議申立人から提起された平成17年11月24日付け
街第101号及び同日付け街第102号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立て
に対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年11月24日付け街第101号及び同日付け街第102号で行った行政文書不開示決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 県都千葉市と千葉県の都市づくりの根幹をなす事業の原点となる重要資料である本件文書が、唯の一枚も存在しないことなどあり得ず、とても信じられない。
- (2) 当該事業は現在も継続中であり、今後も、当の実施機関当局でも必要とされるものであり、公開願いたい。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人が、平成17年11月2日付けで行った行政文書開示請求は、『千葉都市モノレール対策協議会』及び『同機種選定委員会』の設置の経緯が分かる文書（含む設置の伺い関係文書）及び設置要領の決裁文書（以下「本件請求1」という。）、「同機種選定委員会が機種を決定した事由が分かる文書及び最終決定の決裁文書（含む伺い）」（以下「本件請求2」という。）及び同日付けで行った「千葉都市モノレール機種選定委員会の各開催会議の議事録全て及び機種選定（決定）の判定書」（以下「本件請求3」といい、「本件請求1」、「本件請求2」及び「本件請求3」を併せて「本件請求」という。）である。

このうち、本件請求1及び本件請求2に対し、平成17年11月24日付け街第101号で行政文書の不存在を理由とした行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）を行い、本件請求3に対し同日付け街第102号で行政文書の不存在を理由とした行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」を併せて「本件決定」という。）を行った。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

- (1) 本件請求に係る行政文書は、昭和52年に設置された「千葉都市モノレール対策協議会」及び「千葉都市モノレール機種選定委員会」に関する文書であったこ

とから、本件請求を受けて、保有されている千葉都市モノレールに関する文書をつぶさに探索した。

- (2) その結果、本件請求1のうち「千葉都市モノレール対策協議会及び千葉都市モノレール機種選定委員会の設置が分かる文書」及び本件請求2のうち「同機種選定委員会が機種を決定した事由が分かる文書」は、昭和56年3月に作成した冊子「千葉都市モノレールの経緯と概要」及び平成元年に作成した「千葉都市モノレール・タウンライナーの経緯と概要」の行政文書を保有していたが、この「千葉都市モノレールの経緯と概要」及び「千葉都市モノレール・タウンライナーの経緯と概要」は千葉県文書館で一般の閲覧に供しており、千葉県情報公開条例第18条第2項に規定する「他の制度との調整」により行政文書の開示等の規定は適用しないことから対象文書として特定しなかった。
- (3) 「千葉都市モノレールの経緯と概要」及び「千葉都市モノレール・タウンライナーの経緯と概要」以外の本件請求に係る行政文書については、発見できなかったものである。
- (4) さらに、昭和52年に適用されていた行政文書の管理方法等を定めた「千葉県処務規程（昭和31年6月16日訓令第10号。以下「旧処務規程」という。）」では、行政文書は文書編冊種別及び種別ごとの保存期間が定められており、当時永久保存とされていた行政文書は、本件請求に係る行政文書とは関連性のない文書のみであったことから、本件請求に係る行政文書は、有期保存の文書として分類・整理され、保存期間満了後に廃棄されたものとする。

よって、本件請求に係る行政文書は保有していないものである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、前記第2、2と主張するが、千葉都市モノレール対策協議会及び千葉都市モノレール機種選定委員会の答申等は、「千葉都市モノレールの経緯と概要」及び「千葉都市モノレール・タウンライナーの経緯と概要」に記載されていることやモノレールのルート、駅の位置及び機種の選定等は県において計画決定し、事業実施したものであり、県行政の総合的な計画に関する文書で特に重要なものは「長期」の保存としていることから、今後のモノレール事業に支障はないものと考えている。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、前記第3、1のとおりである。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないと説明するので、以下検討する。

- (1) 実施機関は、本件請求に係る行政文書は保存期間を経過しており、廃棄済みで本件請求に係る行政文書は存在しないと説明する。

当審査会は、昭和52年当時の文書の保存期間を定めていた旧処務規程を確認したところ、文書保存期間に関しては、永久、10年、5年、3年及び1年保存に区分されていた。

そこで、昭和52年から平成元年までに作成された文書のうち、永久保存に区分されている文書の文書目録を確認したが、本件請求に係る行政文書の存在は認められなかった。

また、永久以外の有期保存の文書については、旧処務規程によると、保存期間を経過したものは廃棄することとされ、文書廃棄記録に関する規定はなく、現在、廃棄したことを証明するものはない。

なお、本件請求に係る行政文書で言えば、千葉都市モノレール対策協議会及び千葉都市モノレール機種選定委員会は、それぞれ昭和52年9月及び10月に答申を行ったことをもって業務を終了していることから、本件決定時点では、作成された時点から既に10年を経過していることは明らかであり、実施機関が本件請求に係る行政文書を廃棄したとする説明に不合理な点はない。

- (2) さらに実施機関は、本件請求を受けて、保有している千葉都市モノレールに関する文書をつぶさに探索したと説明するので、実施機関に対して、念のため、再度、本件請求に係る行政文書を保有しているかどうかを確認したところ、本件請求に係る行政文書については、「千葉都市モノレールの経緯と概要」及び「千葉都市モノレール・タウンライナーの経緯と概要」の冊子以外の行政文書の存在を認めることができなかった。
- (3) 上記(1)(2)の状況から判断すると、行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求に係る行政文書は存在しないものと認められる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立人の主張要旨のとおり主張するが、昭和52年当時の本件請求に係る行政文書は存在しないとする実施機関の判断は、旧処務規程の保存期間の規定に照らし、やむを得ないものである。

しかしながら、モノレール事業のように大規模で長期間にわたる公共事業は、県の特に重要な施策に関するものであり、今後、このような行政文書の保存期間については、将来的に詳細な検証する必要性もあることから再検討すべきものとする。

4 結論

以上のとおり、本件請求の趣旨を満たす文書は存在しないと認められるので、実施機関が不存在を理由として行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 4. 17	諮問書の受理
18. 5. 16	実施機関の理由説明書の受理
18. 7. 18	審議 実施機関から不開示理由の聴取
18. 9. 19	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務 代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁 護 士	
福 武 公 子	弁 護 士	

(五十音順：平成18年9月19日現在)